2　小委員会は、次の事項を任務とする。
(a)　次条の規定に基づいて設置される協議グループの活動を監督すること。
(b)　協議グループ及び第百二十六条の規定に基づいて指定される連絡事務所が報告する所見を必要に応じて考慮しつつ、小委員会が適当と認める問題に取り組み、及びこれを解決すること。
(c)　(a)及び(b)に規定する任務並びに関係する問題に関し、両締約国に対し、所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置を含む。）を行うこと。両締約国は、当該勧告を考慮する。
(d)　適当な場合には、(c)に規定する勧告に関し両締約国がとった措置について検討を行うこと。
(e)　適当な方法で、(c)に規定する勧告及び(d)に規定する検討の結果を、各締約国の法令の範囲内で、関係者に利用可能なものとすること。
(f)　合同委員会に対し、可能な限り詳細かつ迅速に、(c)に規定する所見及び勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を報告すること。
3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国の合意により、両締約国の地方政府の代表者を招請し、及びその他の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であって、取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
4　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
5　小委員会は、関連する他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、適当な方法で関連する他の小委員会と協力する。
6　小委員会のその他の詳細については、実施取極で定める。

第百二十五条　協議グループ

1　各締約国は、小委員会の補助機関として協議グループを設置する。
2　協議グループの構成、任務及び会合の開催頻度については、実施取極で定める。

第百二十六条　連絡事務所

1　各締約国は、この章の目的のため、連絡事務所を指定し、及び維持する。
2　連絡事務所の任務その他の詳細については、実施取極で定める。

第百二十七条　第十四章の規定の不適用

第十四章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十三章　協力

第百二十八条　基本原則及び目的

1　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、両締約国間の広範な関係を強化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、相互の利益に資する協力を促進する。このため、両締約国は、必要かつ適当な場合には、両締約国の関係団体の間の協力を奨励し、及び円滑にする。
2　この章の主要な目的は、次の事項を含む。
(a)　相互に特定した分野における協力を通じて両締約国間の投資及び貿易を自由化し、及び円滑化すること。
(b)　両締約国の経済競争力を強化すること。
(c)　両締約国の長期的かつ持続可能な開発を確保すること。
(d)　両締約国の人材養成及び能力開発を促進すること。
(e)　両締約国の国民の全般的な福祉を向上させること。

第百二十九条　協力の分野

この章の規定に基づく協力の分野は、次の事項を含む。
(a)　環境
(b)　貿易及び投資の促進
(c)　公共基盤
(d)　情報通信技術
(e)　科学技術
(f)　エネルギー
(g)　観光
(h)　繊維
(i)　中小企業
(j)　保健
(k)　娯楽及び情報
(l)　冶金
(m)　両締約国が相互に合意するその他の分野

第百三十条　協力の範囲及び形態

両締約国が相互に合意する特定された各分野であって前条に掲げるものにおける協力の範囲及び形態については、実施取極で定めることができる。

第百三十一条　実施及び費用

1　両締約国は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、第百二十九条に掲げるそれぞれの分野における潜在的な協力活動について検討するため、その実施に関係する両締約国の団体の間の討議を開始し、及び促進する。両締約国は、この章の規定に基づく協力の効果的かつ効率的な実施を確保するため、両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重する。
2　この章の規定に基づく協力は、関係団体が適当な時期に相互の協議によって作成する別個の作業計画、取決めその他適当と認められる手段を通じ、実施することができる。両締約国は、第百二十九条に掲げるそれぞれの分野における協力の実施に関与する関係団体の一覧表を相互に提供する。
3　この章の規定に基づく協力活動を調整し、及び1に規定する討議を促進するため、第十四条の規定に従って、協力に関する小委員会を設置することができる。当該小委員会は、両締約国が相互に合意する頻度で会合を開催することができる。
4　様々な分野における協力は、前条に規定する範囲及び形態に限る必要はない。
5　この章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。
6　この章の規定に基づく協力活動の実施に要する費用は、両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する。

第百三十二条　次章の規定の不適用

次章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十四章　紛争解決

第百三十三条　適用範囲

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。
2　この章のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。
3　2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定に基づく仲裁裁判所又は世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第六条の規定に基づく小委員会の設置が要請された場合には、当該特定の紛争に関し、選択された当該仲裁裁判所又は当該小委員会の手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。

第百三十四条　協議

1　一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。
2　一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の相互に満足すべき解決を図るため、その要請に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。緊急の場合（腐敗しやすい物品に関する場合等）には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後十五日以内に協議を開始する。